○国土交通省告示第五百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

羽石沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第四百三十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

愛知県新城市愛郷

字羽石　二番一　一号

三番　二号

一二番一　三号

一三番一　四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西の平井西沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県知多郡南知多町大字豊浜

字大岨　三五番　一号

一番一　二号

二四番　三号及び四号

二七番　五号

三〇番　六号

三〇番三　七号

○国土交通省告示第五百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯ノ入北沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県太田市藪塚町

三四〇三番一　一号

三四二二番五地先道路敷　二号及び三号

三四二二番一　四号

三四二〇番一及び二合筆　五号

三四一九番　六号及び七号

四〇六番一及び二合筆　八号及び九号

三四〇四番　十号から十二号まで

三四〇八番地先道路敷　十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十五年国土交通省告示第百八号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県利根郡みなかみ町綱子字大椚国有林

三　三七林班　ろ5小班　一号から四号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南谷沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県富岡市妙義町下高田

字久原　一六二三番二　一号

乙一六二四番　二号

字牛円　一四九〇番四　三号

字久原　一六二八番　四号から六号まで

一六三五番二　七号

一六二四番一　八号

一六二三番一　九号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

自害沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第四百十二号及び昭和三十四年建設省告示第五百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

群馬県北群馬郡榛東村長岡

字小林沢　一三三三番　一号

一三三一番二　二号

一三二二番　三号

一四七二番一　九号及び十四号

一四六六番一　十五号

一四六五番二　十六号

一四六四番　十七号

一四六一番　十八号

一四六〇番一　十九号

一四六〇番三　二十号

一四四八番一　二十一号

一四四八番二　二十二号

一四四七番一　二十三号

一四四六番四　二十四号

一三三九番二　二十五号

一四八七番　四号

一四八六番　五号及び六号

一四八二番二　七号

一四八二番　八号

字茅野

一四四六番二七四　十三号

群馬県北群馬郡吉岡町上野田

字井堤　一四四六番五　十号から十二号まで

○国土交通省告示第五百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上地川1号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県輪島市町野町

広江イ　三六番甲　一号

三三番　二号及び三号

三五番　四号及び九号

一一番　五号

一二番甲　六号及び七号

一〇番一　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

牛下川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県羽咋郡志賀町

富来牛下カ　三六番　一号及び二号

三三番　三号及び四号

三四番　五号

一四番一　六号から九号まで

富来牛下ワ　三〇番　十号

二九番一　十一号から十三号まで

四一番　十四号

四二番　十五号

五〇番一　十六号及び十七号

富来牛下ホ　一一六番地先水路敷　十八号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

和佐谷小谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県能美市和佐谷町

イ　一五番　一号、十一号及び十二号

三六番　二号及び三号

三五番　四号から七号まで

一九番　八号及び九号

一七番　十号

一四番　十三号

○国土交通省告示第五百七号

平成二十五年国土交通省告示第四百六十号（砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件）については、廃止する。

平成二十五年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏